

消費者庁関係

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
745-1	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	<p>【現在の制度】 平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。 【制度改正の必要性】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が留保されており、消費者の財産被害防止のための迅速な対応の妨げになっている。 例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事業関係の確認や当該事業が「すぐ問題事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を使うことになり、その間に消費者被害が拡大することができる。 また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。そのため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないところから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。 これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消费者的財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。</p>	消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条		内閣府(消費者庁)	東京都	E 提案の実現に向けた対応を検討	<p>【勧告・命令に係る並行権限の付与について】 消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与における報告徴収・立入調査権限の委任状況に鑑み、適切と認められる時点検討を進めていく必要がありますと考えられます。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。 (詳細は別紙)</p> <p>【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】 都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事業関係の確認や当該事業が「すぐ問題事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を使うことになり、その間に消費者被害が拡大することができる。 よって、消费者的財産被害防止のための迅速な対応が可能となるよう、権限移譲について引き続き、検討されたい。</p>	<p>【勧告・命令に係る並行権限の付与について】 都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事業関係の確認や当該事業が「すぐ問題事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を使うことになり、その間に消費者被害が拡大することができる。 また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。 (詳細は別紙)</p> <p>【区域外への報告徴収の権限等の拡大について】 都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事業者の所在地ではありますから、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。 勧告・命令に係る権限が移譲された際には、区域外への報告徴収等についても実行できるよう、権限の移譲について検討されたい。</p>	
745-2	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	<p>【現在の制度】 平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。 【制度改正の必要性】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が留保されており、消費者の財産被害防止のための迅速な対応の妨げになっている。 例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事業関係の確認や当該事業が「すぐ問題事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を使うことになり、その間に消費者被害が拡大することができる。 そして、消費者安全法による国からの権限の委任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけではなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。 また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。そのため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないところから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。 これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消费者的財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。</p>	消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条		内閣府(消費者庁)	東京都	E 提案の実現に向けた対応を検討	<p>【勧告・命令に係る並行権限の付与について】 消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与における報告徴収・立入調査権限の委任状況に鑑み、適切と認められる時点検討を進めていく必要がありますと考えられる。 また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。 (詳細は別紙)</p> <p>【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】 都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事業者の所在地ではありますから、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。 よって、消费者的財産被害防止のための迅速な対応が可能となるよう、権限移譲について引き続き、検討されたい。</p>	<p>【区域外への報告徴収の権限等の拡大について】 都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事業者の所在地ではありますから、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。 また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。 (詳細は別紙)</p> <p>【区域外への報告徴収の権限等について】 都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事業者の所在地ではありますから、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。 勤告・命令に係る権限が移譲された際には、区域外への報告徴収等についても実行できるよう、権限の移譲について検討されたい。</p>	
128	地方消費者行政活性化基金の活用要件に係る義務付けの廃止	H27年度以降の基金活用の要件から「自主財源化計画の策定」を撤廃すること。	<p>【制度改正の必要性】 地方公共団体の事業予算については、単年度ごとに財政状況、施策の優先順位等を勘案し、議会の議決を経て措置されているものであることから、基金活用後にあって、それまでの基金の活用により充実・強化した地方消費者行政の体制について維持・充実を求めている「自主財源化計画」の策定を基金等活用の要件とすることは、財源措置を望むる地方公共団体に対し不当な義務付けをするものである。仮に要件を定めるとすれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定とすべきである。</p>	地方消費者行政活性化基金管理運営要領第2(4)③		内閣府(消費者庁)	岩手県	C 対応不可	平成26年度予算における「地方消費者行政活性化交付金」の当初予算(化粧品予算の大幅削減)及び基金活用期限の大幅延長(最大3年まで)により、地方公共団体において安定的・計画的な取組が可能なことがなくなったことから、地方消費者行政の活性化及び自主財源化に向けた長期的な計画を定める主旨財源化計画・プログラムの策定を地方公共団体に対し求めているところであるため、対応は困難。	<p>基金活用期間が延長されたものの、今後の交付金の額は毎年度の予算措置であるため未確定であり、なお一層、安定的な財源確保に努められたい。 自主財源化を条件として計画を策定することは、地方公共団体の取組にフレキシブルな可能性が高く、結果として地方消費者行政の活性化に寄与することになりかねない。 このため計画の策定を要すれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定に止めるよう願いたい。</p>	

消費者庁関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見 意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点 意見	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見			区分	回答	
745-1	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	提案団体の提案に沿って、消費者の財産被害拡大防止に係る事業者への対応について、迅速な対応がとれるよう勧告・命令等の権限移譲を講ずるべき。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める	○ 消費者庁における勧告命令の実績が少なく、専門的な見や／＼ハウの蓄積が不十分である現状では、都道府県への権限移譲が困難であるとのことだが、能力や意欲のある自治体に権限を移譲することが、消費者行政にとって国にとっても自治体にとっても良いことであり、並行権限を付与すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	E 提案の実現に向けた対応を検討	<p>1. 勧告・命令による並行権限の付与について 消費者安全法の付添分野に関する報告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものはない。 ただし、権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相当の期間を要する。</p> <p>【実態面での検討・整理及び必要な直面】 (1) 都道府県の権限・立候補権限の委任について：すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している主体にないもの権限行使の実績がないことから、まずは都道府県間に立候補権限の権限を委任していくべきと勧告・命令権限・立候補権限を積極的に活用していくべき。 (2) 市町村会合会議の権限事務に対する考え方：都道府県が行方不明に該当する者に対する調査権限があることを踏まえ、都道府県が行方不明に該当する者に対する調査権限を付与することとするため、消費者委員会の運営を行うにあたり、消費者委員会の権限を付与する必要もある見解を取扱し、留意を要する。</p>	4【消費者庁】 (1) 消費者安全法(平21法50) (ii) 多数消費者財産被害事態が発生させた事業者に対する勧告(40条4項)及び命令(40条5項)については、現行制度の下で共同調査の実施など国と地方の連携を強化しつつ、希望する都道府県に権限を付与することについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
745-2	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	提案団体の提案に沿って、消費者の財産被害拡大防止に係る事業者への対応について、迅速な対応がとれるよう勧告・命令等の権限移譲を講ずるべき。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める	○ 消費者庁における勧告命令の実績が少なく、専門的な見や／＼ハウの蓄積が不十分である現状では、都道府県への権限移譲が困難であるとのことだが、能力や意欲のある自治体に権限を移譲することが、消費者行政にとって国にとっても自治体にとっても良いことであり、並行権限を付与すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	B 手挙げ方式により実施	<p>1. 勧告・命令による並行権限の付与について 消費者安全法の付添分野に関する報告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものはない。 ただし、権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相当の期間を要する。</p> <p>【実態面での検討・整理が必要な直面】 (1) 勧告・命令については、勤告等が必要性を確実に判断することができる消費者庁に認められるものであるところ、消費者庁に認められた権限と実際の権限・命令権限を都道府県に付与することができる可能性について検討・整理が必要である。 (2) 命令については、都道府県が行方不明に該当する者に対する調査権限を付与するにあたり、都道府県が行方不明に該当する者に対する調査権限を付与するため、消費者委員会の運営を行うにあたり、消費者委員会の権限を付与する必要もある見解を取扱し、留意を要する。</p>	4【消費者庁】 (1) 消費者安全法(平21法50) (i) 希望する都道府県等に権限が付与されている、事業者に対する報告権及び立候補調査等(施行令9条)については、その対象を当該都道府県等の区域外に所在する事業者にも拡大する。	
128	地方消費者行政活性化基金の活用要件に係る義務付けの廃止	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>当初、3年間(平成21年度～23年度)の時限措置であった「地方消費者行政活性化交付金」について、当該期間経過後も、都道府県ごとの地方消費者行政の充実・強化の度合いや自主財源比率に満足がある実態等から、当面の間財政支援を継続し、その間に自主財源の確保を含む消費者行政の充実・強化について取組が計画的に進められるよう、基金活用期間を大幅に延長したところ。</p> <p>自治事務である地方消費者行政の持続的な推進のためには、地方公共団体に消費者行政に関する事務の重要性を認識していただきた上で、その重要性に相応する自主財源の確保を進めているものである。</p> <p>同計画・プログラムの策定を通じて、地方公共団体内で地方消費者行政の活性化及び自主財源化に向けた長期的なビジョンを共有いただき、結果として地方消費者行政に係る自主財源の確保が進み、持続的な消費者行政の推進につながることを期待するものである。</p> <p>消費者庁としては、地方消費者行政のそのための予算確保に向け最大限の努力を継続するものの、一方で、地方公共団体においても、自主財源化計画・プログラムの策定を進めている旨を理解していただきた上で、自主財源の確保を含む地方消費者行政の充実・強化に向けた努力を継続していただきたい。</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
129	地方消費者行政活性化基金の特例適用要件に係る義務付けの廃止	基金等活用期間延長の特例の適用要件である「基金等活用経過後においても地方公共団体の財政として基金等を活用して整備した体制を維持・強化することを、平成25年度から年度首長が施政方針演説等で対外的に表明することと」を撤廃すること。	【制度改正の必要性】 基金等活用期間を延長するための特例要件である首長表明は、地方公共団体に対する不当な義務付けである。要件については、消費者行政に係る事業について予算化することが、地方公共団体の十分な意思表明になると考えられる。仮に要件を定めるにすれば、消費者行政の活性化の方針等を示す地方法規の計画の策定や地方公共団体の総合計画又は個別計画で消費者行政の維持・充実をめざすものと定めること等に止めるべきである。 【支障】 本県においては、特例適用を希望したものの、首長が平成25年度末に改選されたため、首長が平成25年度末に改選されたため、首長が平成25年度から年度首長が施政方針演説等で対外的に表明することとを撤廃すること。	地方消費者行政活性化基金運営要領別添2第2(1)		内閣府(消費者庁)	岩手県	C 対応不可	地方公共団体における予算の確保については、首長によるリーダーシップや地方公共団体全体における地方消費者行政の位置付けが大きな影響を与えるため、表明に至るまでの地方公共団体内での意思決定過程を通じて、首長に対する働きかけの効果を期待し、首長表明が「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」の任意の特例措置として位置付けていたため、対応は困難。	表明の時期によっては、任期のある首長に任期後のことについて意思表明を求めることがある場合もあり得るなど、法的拘束力の点で検討を要する。仮に要件を定めるにすれば、基金管理運営要領に定める原則の活用期間の最終年度までに表明すれば適用可とするなど、表明方法等を柔軟なものとし、その表明内容も「消費者行政の維持・充実等に止めるよう願いたい」。	
388	地方消費者行政活性化基金に係る活用期限の廃止	自治体の状況に応じた相談員の設置及びそれに付随する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メニューの新規開始時期の定期的或いは継続的に相談員等の専門性の維持ができるよう、レベルアップする相談員の活用期間を廃止すること	【支障】 地方消費者行政活性化基金の活用については、同管理運営要領に事業メニュー毎に基金の活用期間及び新規事業が開始できる期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取組が始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では同額金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体にあっては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めいく必要がある。 しかしながら、相談員の設置は、自治体の財政状況によるところが大きく、財政面の調査等に時間を要する。また、他方では相談員の確保自体も容易でなく、その養成も併せて進めいかねばならず、それにも時間が要する。 活用期限が設定されることにより、一定の事業促進効果が期待されるることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには、相談員設置を進めていかねばならず、それにも時間が要する。 相談員に於ける負担が増加する一方で、自治体間で相談員設置開始の時期(期限以前か以後)による負担の不公平感も発生する。 加えて、相談員が、複数・多様化する消費生活相談に対応するためには、既存の相談員の活用期間を延長する。事業メニューの活用期限終了後は、法律によって自主財源で賄わなければならず、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持に困難となる。 なお、地域の詳しい事情については、別紙のとおり。 【制度改正の必要性】基金事業の一部メニューの活用期限を廃止し、活用期間を柔軟なものとすることで、自治体の実情に応じた持続的な体制を見据えての相談員の設置促進が図られるとともに、複数・多様化する消費生活相談に対応できる専門性を維持していくことが可能となる。	地方消費者行政活性化基金運営要領	熊本県提案分 地域の実情の詳細 について、別紙の とおり。 ※14	内閣府(消費者庁)	九州地方知事会	C 対応不可	基金等を活用できる期間及び新規事業を実施できる期間の設定は、基金等より整備した消費者行政体制の自主財源による安定的な維持・充実を図るべく、各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするためのものであり、対応は困難。	「各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようするために期間を設定しているとの回答だが、期間は、基金を活用する市町村の規模、財政状況等にかかわらず一律に設定しているものであり、実態としては市町村の規模、財政状況等は様々であることから、相談員設置等の体制整備がその確保・養成の面からなかなか進んでいない市町村が存在する。こうした市町村では、例えば、平成30年度以降に相談員の配置を進める団体にとっては、平成30年度以降に基金の措置が受けられないことから、さらに整備が進れることになりかねない。回答のとおり、各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするべきとの考え方であれば、現に、設置の進んでいない市町村が存在する以上、そして市町村にも対応すべきと考える。「消費者安心戦略」に掲げる「地域における身近な消費生活相談体制の強化」の早期実現のためにも再考をお願いしたい。	
667	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の指定都市への設置	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の造成について、指定都市にも造成することを可能にする措置	【現状】 地方消費者行政活性化基金(消費者庁)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がとりまとめて行うものの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行なうことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐにには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを遅すことになり、対応が遅れる場合がある。 【効果】 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主導的かつ彈力的な取組を計画的に行なうことが可能となる。	地方消費者行政活性化基金交付要綱		内閣府(消費者庁)	横浜市	C 対応不可	地方消費者行政活性化基金運営要領においては、消費者安全法第8条の趣旨等を踏まえ、都道府県は、市町村事業計画等について広域的な観点から必要な調整を行なううえで取りまとめること等を規定しているところであり、対応は困難。	基金の造成を指定都市に認めない理由として、法の趣旨を挙げているが、本市がご提案した、基金の造成を指定都市に認める効果について対しての考え方の回答を頂けていないので、この点についてご教示いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見			区分	回答	
125	地方消費者行政活性化基金の特例適用要件に係る義務付けの廃止			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>任期のある首長に任期後のことについて表明を求めることがある場合もあり得る場合には、そのような不都合が可能な限り少なくなる時期に表明ができるよう、計画的に準備を進めていくことが必要と考えられる。</p> <p>本件措置は、基金等活用期間経過後においても、地方公共団体の独自の取組として基金等を活用して整備した体制を維持又は更に強化することを、毎年度表明することを条件として、任につかつ例外的に認めた特別措置である。</p> <p>また、本件措置の趣旨は、上記式的な表明を求めるものではなく、委員会による議論の過程を通じて、地方公共団体における消費者行政の重要性等を説明する機会を確保することで、地方公共団体における消費者行政の優先度が高まることが期待するものであり、最終年度までに表明することで足る等と斟釈することは、上記趣旨に反するものである。</p> <p>したがって、任意の例外措置としての本件措置の要件を緩和することは困難である。</p>	6【消費者庁】 (1) 地方消費者行政活性化基金 地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間の特例については、地方公共団体による消費者行政関係予算の確保等に向けた自主的な取組を促進するための仕組みであり、その趣旨及び特例の適用を受けるための具体的な表明方法について、地方公共団体に改めて周知する。
388	地方消費者行政活性化基金に係る活用期限の廃止			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>平成26年度予算における「地方消費者行政活性化交付金」の当初予算額(当初予算の大幅増額)及び基金活用期間の大綱(平成22年度まで新規事業実施可能とともに、相談体制の向上での施策目標を定め、「地方消費者行政活性化戦略」を策定、「どこに住んでいても安心の高い相談・救済を受けられる地域体制」の全国的な整備を進めているところ)。</p> <p>自治事務である地方消費者行政の持続的な推進のために、地方公共団体に消費者行政に関する事務の重要性を認識していただき上げることが必要不可欠と認識している。</p> <p>消費者庁としても、地方消費者行政の支援のための予算確保に向け最大限の努力を継続すること。地方公共団体においても、まずは、平成22年度までに相談員のレベルアップ等の新規事業を実施し、平成39年度までの期間(自主財源化期間)に、持続的地方消費者行政の推進のための自主財源の確保に向けた努力を継続していただきたい。</p>	
687	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の指定都市への設置	都道府県が実施する消費者行政との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量により主権的かつ弾力的な取組を計画的に行なうことが可能となるとの指摘については、当該指定都市においては妥当である可能性があるものの、全国知事会からの意見にあるように、都道府県が実施する消費者行政との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があると考えるため、対応は困難である。</p>	